



中小企業の皆さまへ 雇用関係助成金のご案内

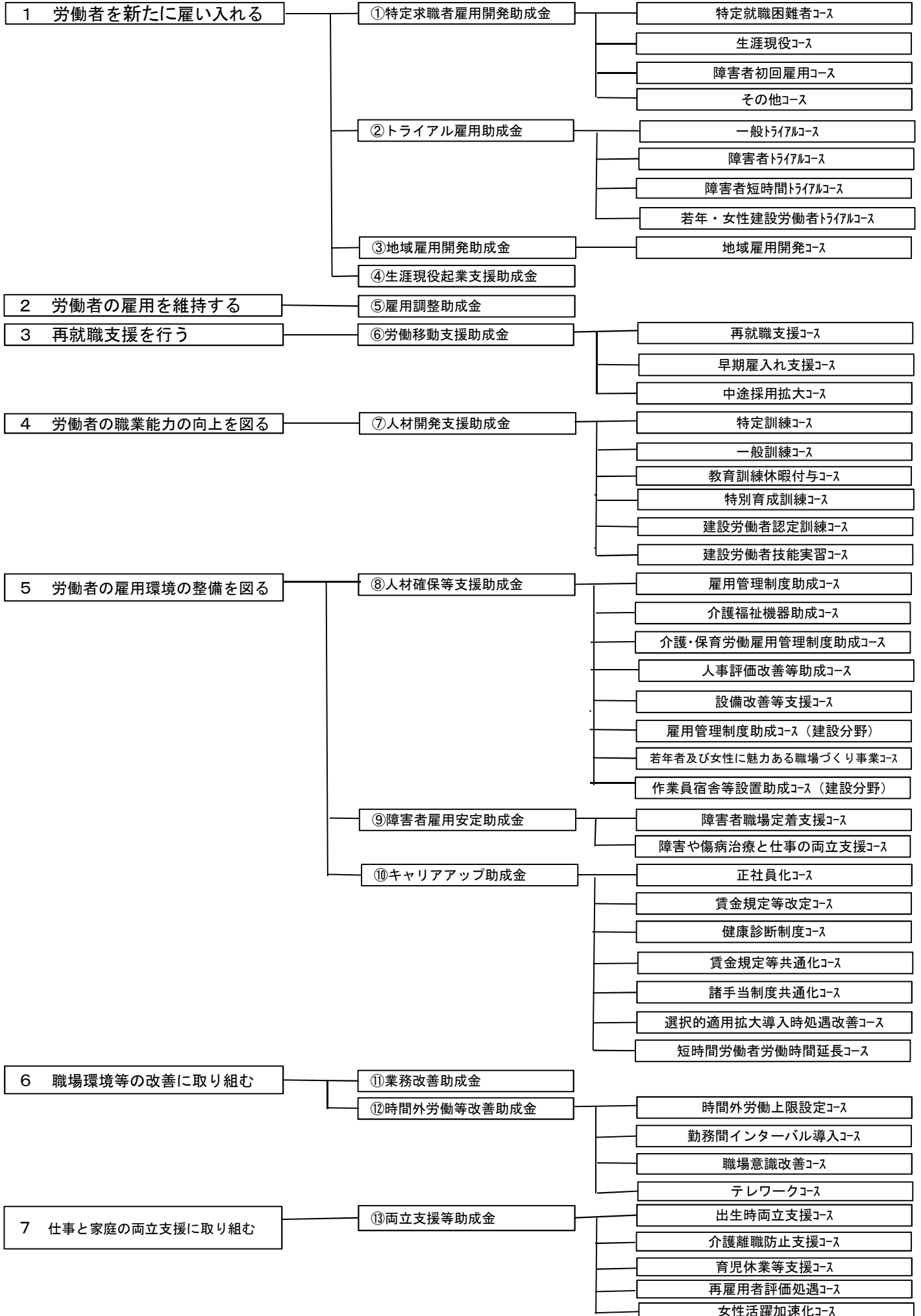
(平成30年度版)

労働保険加入の中小企業事業主の皆様に役立つ
各種助成金をご用意いたしております

- ① 労働者を新たに雇い入れる 2ページ
- ② 労働者の雇用を維持する 2ページ
- ③ 再就職支援を行う 2ページ
- ④ 労働者の職業能力の向上を図る 3ページ
- ⑤ 労働者の雇用環境の整備を図る 3・4ページ
- ⑥ 職場環境等の改善に取り組む 4ページ
- ⑦ 仕事と家庭の両立支援に取り組む 4ページ



助 成 金 一 覧



(※) ◆は生産性要件を付与する助成金です。
生産性要件を満たす場合の助成額は◇で記載しています。

1. 雇入れ関係の助成金

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先
①	特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者コース	高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成 【高年齢者(60~64歳)、母子家庭の母等】 1人当たり60万円(短時間労働者(※)は40万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 1人当たり120万円(短時間労働者(※)は80万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 1人当たり240万円(短時間労働者(※)は80万円) (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
		生涯現役コース	65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成 1人当たり70万円(短時間労働者は50万円)	
		障害者初回雇用コース	障害者雇用の経験のない中小企業が、雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成する場合に助成 1企業当たり120万円	
		その他コース	被災者雇用開発コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、三年以内既卒者等採用定着コース、長期不安定雇用者雇用開発コース、生活保護受給者等雇用開発コース	
②	トライアル雇用助成金	一般トライアルコース	職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成 1人当たり月額最大4万円(最長3か月間) 対象者が母子家庭の母等の場合 月額最大5万円(最長3か月間)	職業安定部 職業対策課 —TEL— 025-288-3508
		障害者トライアルコース	就職が困難な障害者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う場合に助成 【精神障害者の場合】 ・助成期間:最長6か月 ・助成額:雇入れから3か月間 → 1人当たり月額最大8万円 雇入れから4か月以降 → 1人当たり月額最大4万円 【上記以外の場合】 ・助成期間:最長3か月 ・助成額:1人当たり月額最大4万円	
		障害者短時間トライアルコース	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者等に、3か月から12か月の期間をかけた20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う場合に助成 1人当たり月額最大4万円(最長12か月間)	
		若年・女性建設労働者トライアルコース	若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者としてトライアル雇用助成金(一般トライアルコース又は障害者トライアルコース)の支給を受けた中小建設事業主に対して助成 1人当たり月額最大4万円(最長3か月間)	
③	地域雇用開発コース◆	同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った場合に助成 事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて48~760万円<60~960万円>を支給(最大3年間(3回)支給) 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ		
④	生涯現役起業支援助成金◆	中高年齢者が起業によって就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置に対して助成 【起業者が60歳以上の場合】 助成率 2/3 助成額の上限 200万円 【起業者が40歳~59歳の場合】 助成率 1/2 助成額の上限 150万円 【生産性向上助成】 <上記により助成された額の25%の額> 計画提出から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たした場合に支給		

2. 労働者の雇用を維持する

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先
⑤	雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日当たり1,200円加算 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181

3. 再就職支援を行う

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先
⑥	労働移動支援助成金	再就職支援コース	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者等に委託等して行う事業主(再就職が実現した場合に限る)に対して助成 【再就職支援】 委託費用の1/2 ~ 2/3 特例区分(※)に該当する場合、委託費用の2/3 ~ 4/5 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円) グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 【休暇付与支援】 日額 8,000円 (上限180日分) 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人当たり10万円を加算	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
		早期雇入れ支援コース◆	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成 【早期雇入れ支援】(1年度1事業所当たり500人上限) 通常助成 1人当たり30万円 優遇助成(※) 1人当たり80万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に40万円) 優遇助成のうち、採用後1年後に賃金アップをした場合 1人当たり100万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に60万円) (※)成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合 【人材育成支援】※ 【通常助成】 OJT 訓練実施助成 800円/時 Off-JT 賃金助成 900円/時+訓練経費助成 実費相当額(上限30万円) ※早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練を実施した場合に上乗せとして支給	
		中途採用拡大コース◆	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の向上または②45歳以上を初めて雇用)させた事業主に対して助成 【中途採用拡大助成】 ①の場合 50万円 ②の場合 60万円 【生産性向上助成(※)】 ①の場合 25万円 ②の場合 30万円 (※)中途採用拡大に取り組む際に提出した中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合に支給	

4. 人材開発関係の助成金

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先
⑦	特定訓練コース◆	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成	【賞金助成】1時間当たり 760円 【訓練経費助成】実費相当額の45% 【OJT実施助成】1時間当たり 665円 【生産性向上助成(※)】 (※)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産要件を満たしていた場合に支給 賞金助成の場合 1時間当たり <200円> 訓練経費助成の場合 実費相当額の<15%> OJT実施助成の場合 1時間当たり <175円>	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	一般訓練コース◆	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対して助成	【賞金助成】1時間当たり380円<480円> 【訓練経費助成】実費相当額の30%<45%>	
	教育訓練休暇付与コース◆	有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	【定額助成】30万円<36円>	
	特別育成訓練コース◆	有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	【Off-JT 賞金助成】1時間当たり760円<960円> 【Off-JT 訓練経費助成】実費助成(※) (※)訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 【一般職業訓練 有期実習型訓練】 100時間未満 10万円、100~200時間未満 20万円、 200時間以上 30万円 【OJT 訓練実施助成】1時間当たり760円<960円>	
	建設労働者認定訓練コース◆	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の 1/6 【賞金助成】1人当たり日額4,750円<6,000円>	
	建設労働者技能実習コース◆	建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主に対して助成	【経費助成】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4<9/10> (21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10<17/20> 35歳以上 支給対象費用の9/20<3/5> 【賞金助成(最長20日間)】 (20人以下の中小建設事業主) 7,600円<9,600円> (21人以上の中小建設事業主) 6,650円<8,400円>	

5. 雇用環境の整備関係等の助成金

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先
⑧	雇用管理制度助成コース◆	雇用管理制度の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 57万円<72万円>	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	介護福祉機器助成コース◆	介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【機器導入助成】 支給対象費用の25%(上限150万円) 【目標達成助成】 支給対象費用の20%<35%> (上限150万円)	
	介護・保育労働者雇用管理制度助成コース◆	賞金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主に対して助成	【制度整備助成】 50万円 【目標達成助成】 第1回 57万円<72万円> 【目標達成助成】 第2回 85.5万円<108万円>	
	人事評価改善等助成コース◆	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賞金制度を設けることを通じて生産性向上、賞金アップと離職率の低下を図る場合に助成	【制度整備助成】 50万円 【目標達成助成(※)】 <80万円> (※)計画の認定申請から3年経過後に申請し、生産性要件、賞金アップ、離職率低下目標を達成した場合に支給	
	設備改善等支援コース◆	生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賞金アップ)等を図る事業主に対して助成	≪雇用管理改善計画期間1年≫ 【計画達成助成】50万円 【上乗せ助成】80万円 ≪雇用管理改善計画期間3年≫ 【計画達成助成(1回目)】50万~100万円 【計画達成助成(2回目)】50万~150万円 【目標達成時助成】80万~200万円	
	雇用管理制度助成コース(建設分野)◆	①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で、本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主に対して助成 ②雇用する登録基幹技能者の賞金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成	①の場合 第1回 57万円<72万円> 第2回 85.5万円<108万円> ②の場合 1人当たり年額6.65万円<8.4万円>(最長3年間)	
	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース◆	若年者および女性の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主に対して助成	支給対象経費の3/5<3/4> ※雇用管理研修等を受講させた場合、 1人当たり日額7,600円<9,600円>+加算(最長6日間)	
	作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)◆	自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主に対して助成	支給対象経費の3/5<3/4>	
⑨	障害者職場定着支援コース	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置(※1~7)を講じる事業主に対して助成 (※1)柔軟な時間管理・休暇取得 労働時間の調整や入・退院のための有給休暇付与等 (※2)短時間労働者の勤務時間延長 週の所定労働時間を延長する (※3)正規・無期転換 有期契約労働者を正規または無期雇用労働者に転換する等 (※4)職場支援員の配置 業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する (※5)職場復帰支援 職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる (※6)中高年障害者の雇用継続支援 中高年障害者に対して必要な職場適応の措置を行う (※7)社内理解の促進 障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を雇用する労働者を受講させる	(中小企業に対する支給額) ①柔軟な時間管理・休暇付与 1人当たり 8万円 ②短時間労働者の勤務時間延長(週の所定労働時間の延長) 【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 1人当たり27万円~54万円 【上記以外の障害者】 1人当たり20万円~40万円 ③正規・無期転換 【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 1人当たり60万円~120万円 【上記以外の障害者】 1人当たり45万円~90万円 ④職場支援員の配置 【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置】 1人当たり月額2~4万円 【職場支援員を委嘱契約により配置】 委嘱による支援1回当たり1万円 ⑤職場復帰支援 1人当たり月額6万円 ⑥中高年障害者の雇用継続支援 1人当たり70万円 ⑦社内理解の促進 講習に要した費用に応じて助成 1事業所当たり 3万円~12万円	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	障害や傷病治療と仕事の両立支援コース	労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立できる制度の導入及び両立支援に関する専門人材の配置並びに両立支援制度の実施を行う事業主に対する助成	【環境整備助成】 20~30万円	

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先	
⑩	キャリアアップ助成金	正社員化コース◆	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成 【(※)派遣労働者の正規雇用や母子家庭の母等の場合による加算あり (※)勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 1事業所当たり95,000円<12万円>加算	1人当たり28.5万円～57万円<36～72万円>	職業安定部 職業対策課 助成金センター TEL 025-278-7181
		賃金規定等改定コース◆	有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(※)し、昇給を図った事業主に対して助成 (※)賃金規定等を2%以上増額改定	【すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合】 人数に応じ 95,000円～285万円<12万円～360万円> 【一部の賃金規定等を増額改定した場合】 人数に応じ 47,500円～142.5万円<6万円～180万円>	
		健康診断制度コース◆	健康診断の実施が法定外の有期契約労働者等を対象にした健康診断精度を新たに規定し、延べ4人以上実施した事業主に対して助成	1事業所当たり38万円<48万円>	
		賃金規定等共通化コース◆	有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所当たり57万円<72万円>	
		諸手当制度共通化コース◆	有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所当たり38万円<48万円>	
		選択的適用拡大導入時処遇改善コース◆	500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際に、有期契約労働者等の賃金引上げを実施した事業主に対して助成	賃金引上げ割合に応じて、1人当たり 19,000円～95,000円<24,000円～12万円>	
		短時間労働者労働時間延長コース◆	短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用した事業主に対して助成	【週所定労働時間を5時間以上延長した場合】 1人当たり19万円<24万円> 【上記賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合】 1人当たり38,000円～15.2万円<48,000円～19.2万円>	

6. 労働条件等関係助成金

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先	
⑪	業務改善助成金◆	事業主が、生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を一定額引き上げた場合、その設備投資などに要した費用を助成	(1) 助成率 設備投資等に要した費用の7/10<3/4> (※) 常時使用する労働者の数が企業全体で30人以下の事業場にあつては3/4<4/5> (2) 上限額 【事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合】 引上げ労働者数により50万～100万円 【事業場内最低賃金を40円以上引き上げた場合】 70万円(人数による区分けなし)	雇用環境・均等室 TEL 025-288-3528 または 新潟県働き方改革推進支援センター(※) TEL 0120-009-229	
⑫	時間外労働等改善助成金	時間外労働上限設定コース	時間外労働の上限設定を行うことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	(1) 助成率 3/4 又は 4/5 (2) 上限額 50万円～200万円 (取り組み前の状況と改善内容等により上限額が異なるもの)	テレワーク相談センター (厚生労働省委託) TEL0120-91-6479
		勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	【新規導入】 (1) 助成率 3/4 又は 4/5 (2) 上限額 40万円 又は 50万円 【適用範囲拡大・時間延長】 (1) 助成率 3/4 又は 4/5 (2) 上限額 20万円 又は 25万円	
		職場意識改善コース	所定外労働時間の削減、年次有給休暇取得促進に取り組みこと等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成 また、特例措置対象事業場について、所定労働時間の短縮を図る事業主に対し、その実施に要した費用を助成	(1) 助成率 1/2～4/5 (2) 上限額 67万円～150万円 ※ 特例措置対象事業場が取り組みを達成した場合 (1) 助成率 3/4 (2) 上限額 50万円	
		テレワークコース	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組み中小企業事業主に対してその経費を助成	(1) 助成率 達成 3/4・未達成 1/2 (2) 上限額 ①1人当たり 達成20万円・未達成 10万円 ②1企業当たり 達成 150万円・未達成 100万円	

(※) 新潟県働き方改革推進支援センターは、長時間労働の是正や、経営・労務管理の相談に関する新潟労働局の委託事業です。平成30年度は、新潟県社会保険労務士会が受託しています。

7. 仕事と家庭の両立支援に取り組む

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先	
⑬	両立支援等助成金	出生時両立支援コース◆	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に育児休業を取得させた事業主、または、育児目的休暇を導入し取得させた事業主に対して助成	①育児休業(※1企業1年度当たり10人まで) 【1人目】57万円<72万円> 【2人目以降10人目まで】 取得日数5日以上～1か月以上などの期間により 14.25万円<18万円>～33.25万円<42万円> ②育児目的休暇(※1事業主1回限り) 28.5万円<36万円>	雇用環境・均等室 TEL 025-288-3527
		介護離職防止支援コース◆	仕事と介護の両立のための職場環境整備に関する取り組みを行うとともに、介護休業の取得・職場復帰や仕事と介護の両立のための勤務制度の円滑な利用のための取り組みを行った事業主に対して助成	【介護休業の取得・復帰】 57万円<72万円> 【介護制度の利用】 28.5万円<36万円> (※)各1企業当たり2回まで(無期雇用者1人、有期雇用者1人)	
		育児休業等支援コース◆	①育休取得時・職場復帰時 育児休業復帰支援プランを作成し、プランに基づく取り組みにより、労働者の育児休業取得、職場復帰させた中小企業事業主に対して助成 ②代替要員確保時 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させ6か月以上雇用した中小企業事業主に対して助成 ③職場復帰後支援 育児休業から復帰後の労働者を支援するため、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に制度を利用させた中小企業事業主に対して助成	①育休取得時・職場復帰時 1人につき 育休取得時 28.5万円<36万円> 職場復帰時 28.5万円<36万円> 代替労働者への職場支援等をした場合 19万円<24万円>加算 ※1企業当たり2人まで(無期雇用者1人、有期雇用者1人) ②代替要員確保時 1人当たり47.5万円<60万円>(1企業当たり1年度10人まで5年間) 育休取得者が有期雇用者の場合、9.5万円<12万円>加算 ③職場復帰後支援 制度導入時 28.5万円(下記のaまたはbの制度で1回のみ) 制度利用時 a.子の看護休暇制度 休暇1時間当たり1,000円<1,200円> ※3年以内に5人・1年度において200時間<240時間>まで b.保育サービス費用補助制度 負担した費用の2/3 ※3年以内に5人・1年度において20万円<24万円>まで	
		再雇用者評価処遇コース◆	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した労働者が、就業が可能になったときに復帰でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、かつ、希望する者を採用した事業主に対して助成	【再雇用者1人目】 継続雇用6か月後 19万円<24万円> 継続雇用1年後 19万円<24万円> 【再雇用者2～5人目】 継続雇用6か月後 14.25万円<18万円> 継続雇用1年後 14.25万円<18万円>	
		女性活躍加速化コース◆	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事業主に対して助成	①取組目標達成時 28.5万円<36万円> ②数値目標達成時 28.5万円<36万円> ・女性管理職比率が一定の基準以上の場合は以下の額 ②数値目標達成時 47.5万円<60万円> ※1企業当たり各コース1回限り	

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、原則申請が可能となった日から2か月以内とします。

中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ただし、以下の助成金については範囲が異なります。

<人材確保等支援助成金(中小企業団体コース)>

	資本の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業(※)	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

(※)自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

<障害者雇用安定助成金(中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)、両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)>

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

生産性要件について

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。

- (1) 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、
- ・ その3年度前に比べて6%以上伸びていること または、
 - ・ その3年度前に比べて1%以上(6%未満)伸びていること(※1)

※1 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」得ていること(一部の助成金を除く)

- 「事業性評価」とは、労働局が助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て(市場での成長性、競争優位性等)を与信取引のある金融機関に照会し、その回答を参考に割増支給の判断を行うものです。

(注)人材確保等支援助成金(設備改善等支援コース)は、上記の取扱いと異なります。

また、助成金の種類によって、生産性要件を算定する事業場の単位が異なる場合があります。

- (2) 「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値(営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃貸料+租税公課)}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- ここでいう「人件費」は、「従業員給与」のみを算定することとし、役員報酬等は含めません。
- 「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

※ 生産性要件(一部成長性要件)を付与する助成金には◆を記載しています。また、生産性要件を満たす場合の助成額は< >で記載しています。

新潟労働局の所在地

(職業安定部)

職業対策課：新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎3階
助成金センター：新潟県新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1階

(雇用環境・均等室)

雇用環境・均等室：新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎3階
(※平成30年9月以降は同庁舎4階に移転予定)